

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和7年9月9日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まなざしの学び場

3 代表者の氏名

佐々木 ちひろ

4 主たる事務所の所在地

伊勢市御園町高向916番地2

5 定款記載の目的

この法人は、すべての子どもが未来に希望のまなざしを向け、そのまなざしを社会で実現できるようにすることにより、成熟した市民社会の形成に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、困難を抱える子どもたちを対象とした自己形成や社会的関わりの場の提供を含む教育支援等の事業を行う。

6 縦覧期間

令和7年9月9日 ～ 令和7年9月23日

特定非営利活動法人まなざしの学び場定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まなざしの学び場という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県伊勢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての子どもが未来に希望のまなざしを向け、そのまなざしを社会で実現できるようにすることにより、成熟した市民社会の形成に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、困難を抱える子どもたちを対象とした自己形成や社会的関わり場の提供を含む教育支援等の事業を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (7) 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもを対象とした教育支援事業
- (2) 子どもを含む若年層等を対象とした学びの支援、交流の場及び居場所の提供並びに社会参加支援事業
- (3) 児童及び障がい者等を対象とした福祉事業
- (4) 子ども及び子どもを養育する保護者並びに家庭を対象とした子育て支援事業
- (5) ボランティア及び支援者を対象とした人材育成及び交流事業

- (6) 各種事業及びこの法人の目的に関連する分野の調査・研究、啓発及び政策提言、広報及び出版、人材育成事業
- (7) 前各号に附帯関連する事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業及び活動又は組織運営に継続的かつ意欲的に参加し、推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、ボランティア又は協力者として、この法人の事業及び活動又は組織運営に、継続的かつ積極的に貢献しなければならない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、当該事業年度会費を当該事業年度中に納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 正会員が第7条第1項の規定を、継続して1事業年度以上満たさなくなったとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副代表理事又は理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 前項の規定により副代表理事又は理事が代表理事の職務を代行したときは、当該の副代表理事及び理事は、職務執行の状況を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事については理事会、監事については総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3か月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第31条の10及び第31条の12の公告は官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	佐々木 ちひろ
理事	福田 章宏
理事	川津 真由子
監事	泊 正徳
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員年会費 | 0円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員年会費 | 一口一万円（一口以上） |

役員名簿

特定非営利活動法人まなぎしの学び場

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	ささき ちひろ 佐々木 ちひろ	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	有
理事	ふくだ あきひろ 福田 章宏		無
理事	かわづ まゆこ 川津 真由子		無
監事	とまり まさのり 泊 正徳		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

病気や身体障害により円滑な学校生活を送ることが難しい子どもや、家庭の経済事情により学校外での教育機会を得られない子どもなど、さまざまな困難を抱える子どもがいます。これらの子どもたちは、学力だけでなく、自尊感情や社会参加に対する主体性においても課題を抱えやすく、将来への希望をもちにくい状況にあります。

私たちは、子どもたちが未来に希望のまなざしを向け、そのまなざしを社会で実現できる力を育むことをめざしております。この目的のもと、困難を抱える子どもたちに、自己形成や社会的関わりの場の提供を含む教育支援事業を行っております。

具体的には、家庭の経済事情により塾に通うことができない子どもを対象とした無料塾や、病気や身体障害のある子どもを対象としたオンライン塾を運営しております。これらの活動を通して、子どもたちが学力を向上させるとともに、自己を理解し、他者を尊重し、社会に主体的に参加する力を培うよう支援しております。これにより、困難を抱える子どもたちが自らの人生を主体的に歩み、希望のまなざしを社会で実現できる力を育むよう取り組んでおります。

これらの活動をさらに発展させるには、組織の基盤を強化し、行政や教育・福祉・医療の関連団体、ボランティアや支援者と連携しながら、支援を必要とする多くの子どもが学べる多様な学びの場を整備することが重要です。そのため、特定非営利活動法人格の取得をめざします。

法人格取得後は、これまでの教育支援事業を拡充するとともに、新たな学びの場の創設も行い、より多くの子どもに学びの機会を提供してまいります。また、必要に応じて、支援対象を子どもを含む若年層、障がいのある人、子どもを養育する保護者や家庭などに広げることも視野に入れております。

こうした取り組みを通して、すべての子どもが未来に希望のまなざしを向け、そのまなざしを社会で実現できることをめざします。それにより、人権や尊厳が尊重され、多様な価値観や背景を認めて共存し、市民一人ひとりが自ら考え主体的に行動できる成熟した市民社会の形成に貢献すべく、活動を進めてまいります。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|-----------|--|
| 令和4年4月1日 | 任意団体子どものまなざし塾を設立。家庭の経済事情により塾に通うことができない子どもを対象とした無料教育支援事業を開始 |
| 令和6年4月1日 | 任意団体まなざし実践塾を設立。病気や身体障害のある子どもを対象としたオンラインによる教育支援事業を開始 |
| 令和7年7月26日 | 特定非営利活動法人設立のための発起人会を開催。設立の趣旨、定款、令和7年度及び令和8年度の事業計画及び活動予算、設立当初の役員などについての案を審議 |

令和7年8月19日 設立総会を開催。発起人より設立の趣旨、定款、令和7年度及び令和8年度の事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの案を提案し、審議の上決定

令和7年8月19日

特定非営利活動法人まなざしの学び場
設立代表者 氏名 佐々木ちひろ

令和7年度事業計画書

(法人成立の日～令和8年3月31日)

特定非営利活動法人まなぎしの学び場

1 事業実施の方針

初年度は、家庭の経済事情により塾に通うことができない子どもを対象とした無料塾を拡充する。また、病気や身体障害のある子どもを対象としたオンライン塾を計画的かつ本格的に展開する。

無料塾及びオンライン塾のボランティアや関係者と連携し、自己形成や社会的関わりの場の提供を含む教育支援事業を安定的に実施する。

さらに、子どもを含む若年層等を対象とした交流の場及び居場所の提供事業を試行的に実施する。

法人の運営基盤を整備し、活動を支える体制を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
子どもを対象とした教育支援事業	家庭の経済事情により塾に通うことができない子どもを対象とした無料教育支援事業	毎週土曜日午前	倭隠岡団地集会所	8名	伊勢市在住の家庭の経済事情により塾に通うことができない小・中・高校生 7名
子どもを含む若年層等を対象とした学びの支援、交流の場及び居場所の提供並びに社会参加支援事業	病気や身体障害のある子どもを対象としたオンラインによる教育支援事業	毎週月・水・金曜日夜	オンライン	10名	持病や身体障害、難病や希少疾患のある小・中・高校生 5名
	声やことばの課題を抱える人々を対象とした交流や情報交換の場の開催	11月	三重県内	3名	発声障害・吃音・場面緘黙等のある子ども・保護者・大人 12名

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人まなぎしの学び場

1 事業実施の方針

次年度は、支援を必要とするより多くの子どもを対象とした自己形成や社会的関わりの場の提供を含む教育支援事業を実施する。具体的には、無料塾及びオンライン塾の更なる拡充を図り、多くの子どもが学べる環境を整える。

また、子どもを含む若年層等を対象とした交流の場及び居場所の提供事業を継続的に実施する。

さらに、行政や教育・福祉・医療の関連団体、ボランティアや関係者と連携し、支援体制の充実を図る。

事業の成果と課題を検証し、質と広がりを高めるための基盤を着実に整備する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
子どもを対象とした教育支援事業	家庭の経済事情により塾に通うことができない子どもを対象とした無料教育支援事業	毎週土曜日午前	倭隠岡団地集会所、市内公共施設	20名	伊勢市在住の家庭の経済事情により塾に通うことができない小・中・高校生 15名
子どもを含む若年層等を対象とした学びの支援、交流の場及び居場所の提供並びに社会参加支援事業	病気や身体障害のある子どもを対象としたオンラインによる教育支援事業	毎週平日夜及び土曜日午後	オンライン	20名	持病や身体障害、難病や希少疾患のある小・中・高校生 10名
	声やことばの課題を抱える人々を対象とした交流や情報交換の場の開催	9月及び11月	三重県内	5名	発声障害・吃音・場面緘黙等のある子ども・保護者、大人 20名

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人まなざしの学び場

(単位：円)

科目	金 額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	30,000	30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		10,000	
3. 受取助成金等			
受取自治体助成金	100,000		
受取自治体補助金	200,000	300,000	
4. 事業収益			
オンラインによる教育支援事業収益		100,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	5,000	5,100	
経常収益計			445,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	55,000		
消耗品費	60,000		
賃借料	0		
研修費	30,000		
通信費	25,000		
印刷費	20,000		
保険料	3,000		
講師謝金	105,000		
雑費	10,000		
その他経費計	318,000		

事業費計		318,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	10,000		
賃借料	25,000		
通信費	5,000		
印刷費	5,000		
保険料	0		
雑費	10,000		
その他経費計	115,000		
管理費計		115,000	
経常費用計			433,000
当期経常増減額			12,100
III 経常外収益			
1.			
.			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1.			
.			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			12,100
設立時正味財産額			20,000
次期繰越正味財産額			32,100

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人まなぎしの学び場

(単位：円)

科目	金 額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	50,000	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		30,000	
3. 受取助成金等			
受取自治体助成金	100,000		
受取自治体補助金	200,000		
受取民間助成金	300,000	600,000	
4. 事業収益			
オンラインによる教育支援事業収益		500,000	
5. その他収益			
受取利息	250		
雑収益	5,000	5,250	
経常収益計			1,185,250
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	240,000		
消耗品費	100,000		
賃借料	0		
研修費	30,000		
通信費	40,000		
印刷費	30,000		
保険料	3,000		
講師謝金	300,000		
雑費	10,000		

その他経費計	768,000		
事業費計		768,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	180,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	180,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	90,000		
消耗品費	10,000		
賃借料	60,000		
通信費	5,000		
印刷費	5,000		
保険料	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	210,000		
管理費計		390,000	
経常費用計			1,158,000
当期経常増減額			27,250
Ⅲ 経常外収益			
1.			
.			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.			
.			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			27,250
前期繰越正味財産額			32,100
次期繰越正味財産額			59,350